時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

株式会社○○と労働者代表○○○○は、労働基準法第36条第１項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び法定休日の労働（以下「休日労働」という。）に関し、以下のとおり協定する。

（時間外・休日労働を必要とする場合）

第１条　会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第○条の規定に基づき、時間外・休日労働を命ずることができるものとする。

　①　受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき

　②　臨時の受注や納期の変更等により必要があるとき

　③　決算期及び中間決算期等、季節的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき

　④　月内、期末等、納品検査、棚卸、代金回収、経理事務等が繁忙なとき

　⑤　対外的な事情などにより時間外に行わざるを得ない業務のため必要あるとき

⑥　その他前各号に準ずる事由が生じたとき

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数）

第２条　時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| Ａグループ | Ｂグループ（１年単位の変形労働時間制適用者） |
| 業務の種類 | 従業員数 | 業務の種類 | 従業員数 |
| ○○○ | ○名 | ○○○ | ○名 |
| ○○○ | ○名 | ○○○ | ○名 |

（時間外労働時間及び休日労働日数）

第３条　時間外労働の限度及び休日労働日数の限度は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 時間外労働の限度 | 休日労働の限度 |
| １日 | １か月（起算日○日） | １年（起算日○月○日） | １か月 |
| Ａグループ | ○時間時間 | ○時間時間 | ○時間時間 | ○日日 |
| Ｂグループ | ○時間 | ○時間時間 | ○時間時間 | ○日日 |

２　前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況により、あらかじめ指定して、この時間を短縮することがある。

始業時刻：午前８時

終業時刻：午後５時

休憩時間：正午～午後１時

（特別条項）

第４条　通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、６回を限度として１か月○時間まで延長することができ、１年○時間まで延長することができる。なお、延長時間が１か月の限度基準（Ａグループが45時間、Ｂグループが42時間）を超えた場合または１年の限度基準（Ａグループが360時間、Ｂグループが320時間）を超えた場合の割増賃金率は○％とする（ただし、１か月60時間を超える部分については、○％の割増賃金率を適用する）。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

　平成○年○月○日

使用者職氏名　株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

労働者代表 ○○　○○　　印